

公益財団法人 橘勝会

すこやか健康応援団

入会趣意書



公益財団法人橋勝会

すこやか健康応援団

賛助会員募集趣旨



健康は、一人ひとりの少しの知識や心がけによってよりよく維持することができます。健康を損ねることは個人の生活を蝕むばかりではなく、地域社会にとっても経済、環境、様々な面において大きな損失につながります。

石川県は、伝統的に医学・医療に恵まれた地であります。このような環境立地を利用して社会の発展、さらには人類・医療の発展に貢献するべく、その基盤となる一人ひとりが健康に対する意識を高めていただくことが、本法人の諸活動の原点であると考えます。

本法人は、保健衛生及び成人病の早期発見に関して地域住民を啓発するとともに、これらに関連する研究を奨励助成し、かつ、県内の医療機関における患者さまの援助その他必要な事業を行うことにより、石川県の保健・医療水準の向上に寄与することを目的として、昭和60年、石川県の認定を受け、財団法人橋勝会として設立いたしました。平成24年3月、新しく公益財団法人として石川県より移行認定を受け、同年4月1日付で移行登記を行いました。

予防医学の重要性がますます注目される昨今において、本法人では地域住民への医療や保健に関する情報の提供、健康増進の啓発に取り組むとともに、医療現場の背景にある医師・看護師確保、医療技術の向上、地域の医療関係機関の連携、地域間の医療格差の是正などの多くの課題解決の一助となるべく、各種事業を推進してまいります。

これら事業は、多くの皆様のご理解とご協力によって成り立つものばかりであります。皆様方には本法人の賛助会員にご加入いただきたく、お願いを申し上げます。

なお、本法人は石川県より「特定公益増進法人」の認可を受けており、本法人に対する賛助会費については税法上の優遇措置が受けられます。

平成29年6月吉日

公益財団法人 橋勝会

すこやか健康応援団

理事長 中 農 理 博

公益財団法人橋勝会
すこやか健康応援団
事業内容



本法人は、石川県の保健・医療水準の向上の実現に向け、次の事業を行います。

1. 保健衛生知識及び医療知識の普及に関する事業

(1) 放送事業

石川県内の医療関係者及び医学研究機関、行政機関での取材を中心に、石川県内の放送局を媒体に「カラダ大辞典」として視聴者にわかりやすい医学番組を放送。

放送後には、番組ホームページ上にて動画を公開し、いつでもどこでも閲覧可能とします。

(2) 出版・セミナー事業

地域住民の健康に関する啓発活動を目的に、雑誌「生命への畏敬」を発刊し、広く県民に配付。また予防医学を中心として地域の人々の予防医療や健康増進に積極的に貢献するための健康セミナー&測定会などを開催し、地域との連携を図ります。

2. 成人病、特にがんの予防及び早期診断技術に関する研究の奨励及び助成

生活習慣病、特にがんの予防及び早期診断治療技術の研究・開発を行っている石川県内の医学研究機関、医療機関等に対して助成を行います。

3. 医療・福祉施設等に必要な車いす、歩行器、備品等の提供

医療・福祉施設の利用者に必要な車いす、歩行器、備品等を設置し、施設の利便性の向上を図ります。

4. その他目的を達成するために必要な事業

賛助会員募集について



1. 賛助会員の募集について

公益財団法人橋勝会すこやか健康応援団では現在、賛助会員（法人・団体又は個人）を募集しております。

賛助会員には特典として、本法人が発刊する雑誌「生命への畏敬」におけるご芳名の掲載及び送付、健康セミナー&測定会へご招待、本法人のホームページ上にてご芳名を掲載いたします。

当事業の各活動を円滑に推進し、質の高い事業を運営するためには、財政的基盤の強化が急務であります。そのため当事業の趣旨にご理解とご賛同をいただき、どうか賛助会員としてご加入いただきますようお願い申し上げます。

なお賛助会費は以下のとおりです。おひとり様、何口でも結構です。

個人賛助会費	年1口 10,000円
団体（法人）賛助会費	年1口 200,000円

2. 賛助会費に対する税法上の優遇措置について

本法人は、石川県より特定公益増進法人として認定されており、賛助会員の皆さまからご納入いただく賛助会費は、「公益財団法人橋勝会」に対するご寄附として、以下のとおり、税法上の優遇措置（寄附金控除など）を受けることができます。

個人会員

所得税法第78条第1項に規定する次の1（所得控除）と租税特別措置法第41条の18の3第1項に規定する次の2（税額控除）のいずれかを選択適用できます。

1. 所得控除適用の場合

[寄附金額（注1） - 2,000 円] = 所得控除額

2. 税額控除適用の場合

[寄附金額（注1） - 2,000 円] × 40% = 控除対象額（注2）

（注1） 寄附金額は、総所得金額の40%相当額が限度

（注2） 控除対象額は、所得税額の25%相当額が限度

なお、確定申告において上記1（所得控除）を選択する際には、本法人が発行した「寄附金額収書」（原本）が必要となります。

また、確定申告において上記2（税額控除）を選択する際には、本法人が発行した「寄附金額収書」（原本）に加え、本法人がお届する「税額控除に係る証明書（石川県発行）」（写し）が必要となります。

法人会員

法人税法第37条第4項に規定する特定公益増進法人に対する寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特別損金算入限度額まで損金に算入することができます。なお、特別損金算入限度額は、次の1及び2のいずれか少ない金額となります。

1. 特定公益増進法人（本法人など）に対する寄附金の合計額

2. [事業年度末の資本金等の額 × 0.375% + 事業年度の所得金額 × 6.25%] × 0.5

※事業年度の開始日により、係数が変わりますのでご注意ください。

詳しい手続き・控除額等については、税務署及びお近くの税理士におたずねください。

国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>

3. 会員申し込み方法

入会の申し込みをご希望の方は、賛助会員規程をご一読いただき、別添の「賛助会員入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、事務局宛にご郵送もしくはFAXください。

公益財団法人 橘勝会 すこやか健康応援団 事務局

〒920-0293

石川県河北郡内灘町大学1丁目1番地 金沢医科大学内

電話：076-218-8310

ファックス：076-218-8296

メール：jimu@kisshokai.org

ホームページ：<http://kisshokai.org/>

公益財団法人 橘勝会賛助会員規程

第1条 この規程は、公益財団法人橘勝会（以下「財団」という。）定款第45条第2項に定める賛助会員に関し必要な事項を定める。

第2条 賛助会員は、財団の設立趣旨に賛同し、その事業運営維持に協力する個人及び団体（法人）会員とする。

第3条 賛助会員は、次の会費を納入するものとする。

個人会費 年1口 1万円（1口以上）

団体（法人）年1口 20万円（1口以上）

第4条 賛助会費は、当該年度分を原則毎年8月末日までに納入するものとする。但し、年度途中の加入者は、この限りではない。

第5条 財団は、第3条の会費を毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

第6条 賛助会員は、財団の主催する行事に参加することができる。また、賛助会員には財団が発行する健康に関する情報誌等を提供する。

第7条 賛助会員を辞退する場合は、辞退届けを財団事務局へ提出するものとする。

2 前項の場合、既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

第8条 この規程の改廃は、財団理事会の議を経て行う。

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年8月10日から施行する。

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。